

第3章 成果目標の設定

1 成果目標の設定



本計画策定にあたっては、国の指針に定められた成果目標の達成に向けて、地域の実情に応じた成果目標を設定することとなっています。

(1) 福祉施設の入所者の*地域生活への移行

【国の指針】

1. 地域生活移行者数: 令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行。
2. 施設入所者数: 令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減。

第6期計画の評価・検証

■第6期計画の実績	目標値(A) (令和5年度末)	実績(B) (令和4年度)	達成率(B/A) (令和4年度時点)
地域生活移行者数	7人	8人	114.3%
施設入所者減少数	2人	3人	150.0%

○地域移行者数、施設入所者削減数ともに、令和4年度時点では達成しています。

本計画における成果目標

項目	数値	考え方
令和4年度末時点の施設入所者(A)	105人	
【令和8年度末の目標】 令和6年度から令和8年度末までの地域生活移行者の累計	7人	基本指針に基づき、(A)の数値の6.7%にあたる7人を令和8年度末までの地域生活移行者数の目標値に設定しています。
【令和8年度末の目標】 令和8年度末施設入所者数の増減数	△6人	基本指針に基づき、(A)の数値の5.7%にあたる6人を令和8年度末施設入所者削減数の目標値に設定しています。

○福祉施設に入所している障がい者が、本人の意思により、自立訓練等を利用し、*グループホーム、一般住宅等に移行するための支援を行います。

○*地域生活への移行や地域定着のための支援体制を確保するため、地域移行支援並びに自立生活援助及び地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実に努めます。

(2) 精神障がいにも対応した*地域包括ケアシステムの構築

【国の指針】

1. 精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数【都道府県目標】
2. 精神病床における1年以上の入院患者数【都道府県目標】
3. 精神病床における早期退院率【都道府県目標】

○成果目標は都道府県のための項目となっているため、本市では以下の活動指標を設定します。

本計画における活動指標

項目	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	0	6	6	6	6	6
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	0	25	25	25	25	25
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	人	0	0	0	0	0	1
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	人	0	0	0	0	0	1
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	人	44	47	49	52	55	58
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	人	0	0	0	0	0	1
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)の利用者数	人	2	2	1	1	1	1

※令和5年度は推計した見込み値を示しています。

○精神障がいにも対応した*地域包括ケアシステムの構築に向け、保健、医療及び福祉関係者による協議の場の充実に努めるとともに、精神障がい者の*地域生活への移行や定着を支援する各種サービスの提供体制の充実に努めます。

(3) 地域生活支援の充実

【国の指針】

1. 令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上支援の実績等を踏まえた検証及び検討すること。
2. 強度行動障がい有する方に関し、各市町村または各圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること。

第6期計画の評価・検証

■第6期計画の実績	目標値(A) (令和5年度末)	実績(B) (令和4年度)	達成率(B/A) (令和4年度時点)
地域生活支援拠点等の整備及び運用状況	1箇所	1箇所	100.0%
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討	12回	12回	100.0%

○地域生活支援拠点等については、圏域で必要な機能とその整備方針について協議し、1箇所整備（面的機能型）しています。また、その運用状況についても中讃西部*地域自立支援協議会にて、機能充実に向けた検証を行っています。

本計画における成果目標

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点等の整備と機能の充実	1箇所	居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ、体験の機会、専門的人材の確保、地域の体制づくり）を整備して、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討	12回	中讃西部*地域自立支援協議会において、検証及び検討を行います。
強度行動障がい有する方への支援体制の整備	6回	強度行動障がい有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。

○地域における居住の場としての*グループホームの充実に努めるとともに、必要な訪問系サービスや希望する障がい者等への日中活動系サービスや地域活動支援センターで提供されるサービスを保障することによって、障がい者等の地域における生活の維持及び継続が図られるよう推進していきます。

○さらに、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるため、地域生活支援拠点等の充実に向けて、中讃西部*地域自立支援協議会において、検討・協議を行うとともに、相談支援事業所をはじめ、短期入所や*グループホームを行う事業所等と連携して、地域生活にかかる支援の推進に努めます。

(4) 福祉施設から*一般就労への移行等

【国の指針】

1. *一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上。
(うち、就労移行支援事業：令和3年度実績の1.31倍以上、就労継続支援A型：1.29倍以上、就労継続支援B型：1.28倍以上)
2. 就労移行支援事業利用終了者に占める*一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上。
3. 就労定着支援事業利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上。
4. 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上。

第6期計画の評価・検証

■第6期計画の実績	目標値(A) (令和5年度)	実績(B) (令和4年度)	達成率(B/A) (令和4年度時点)
*一般就労への移行者数	14人	12人	85.7%
就労移行支援における移行者数	13人	5人	38.5%
就労継続支援A型事業・B型事業 における移行者数	1人	6人	600.0%
就労定着支援事業の利用率	70.0%	85.0%	121.4%
就労定着率8割以上の事業所数	1箇所	1箇所	100.0%

○*一般就労への移行者数の目標値14人に対して、令和4年度の実績は12人となっています。また、就労移行支援における移行者数の目標値13人に対して、令和4年度の実績値は5人となっています。就労継続支援A型・B型事業所を通じた移行者数は、目標値を上回っています。

本計画における成果目標

項目	数値	考え方
令和3年度の*一般就労移行者数(A)	7人	
*一般就労への移行者数	10人	基本指針に基づき、(A)の1.43倍にあたる10人を令和8年度における*一般就労移行者数に設定しています。
うち、就労移行支援事業	7人	就労移行支援事業における*一般就労への移行者数を設定しています。
うち、就労継続支援A型	2人	就労継続支援A型事業における*一般就労への移行者数を設定しています。
うち、就労継続支援B型	1人	就労継続支援B型事業における*一般就労への移行者数を設定しています。
*一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合	5割	*一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合になるよう取り組みます。
令和3年度末の就労定着支援事業の利用者数(B)	11人	
就労定着支援事業の利用者数	16人	基本指針に基づき、(B)の1.45倍にあたる16人を令和8年度末の就労定着支援事業の利用者数に設定しています。
就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所数の割合	10割	本市の就労定着支援利用者が利用する事業所は、現段階で1箇所のみであるため、この事業所の就労定着率が7割以上を維持することを目標とします。

- 就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から*一般就労への移行及びその定着を進めます。
- *特別支援学校の卒業生に対して、学校、保護者と連携して、障がい福祉サービス等の理解の促進を図り、就職や地域生活に関する支援に繋がります。
- 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ります。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

【国の指針】

1. *児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1箇所以上設置する。
2. 各市町村または各圏域に設置された*児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、すべての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築する。
3. 難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定する。【都道府県目標】
4. 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1箇所以上確保する。
5. *医療的ケア児支援センターを設置する。【都道府県目標】
6. *医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、*医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。
7. 障がい児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置する。【都道府県目標】

第2期計画の評価・検証

○障がい児支援の提供体制の整備等に向けて、*児童発達支援センターの設置や保育所等訪問支援の実施、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保、*医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置については、既に達成済となっており、体制の維持に努めていました。

第2期計画のその他の活動指標の評価・検証

項目	令和3年度	令和4年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	15人	30人
*ピアサポートの活動への参加人数	延べ186人	延べ45人

※実績値は、香川県全体の人数です。

資料：香川県障害福祉課

○現在、市民の方々よりペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講希望の相談があった場合、香川県が委託したNPO法人が実施する講座を紹介しています。今後についても、香川県等と連携しながら対応していきます。

○ピアサポーターの養成研修については、現在香川県が実施しており、今後についても香川県が実施する養成講座を紹介する予定です。

本計画における成果目標

項目	目標	考え方
*児童発達支援センターの設置	1箇所	地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として設置を継続します。
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	実施中	障がい児の地域社会への参加・包容を推進するため、*児童発達支援センターをはじめとする障がい児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援等を活用し、保育所等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制を構築していくことを推進します。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所	圏域において、少なくとも1箇所以上確保を継続します。
*医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、*医療的ケア児に関するコーディネーターの配置
*医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置	を継続します。

○障がい児の*ライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築に努めるとともに、障がい児が障がい児通所支援等を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、すべての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容を推進することに努めます。

○人工呼吸器を装着している障がい児、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（*医療的ケア児）等に対して、関係機関等が連携を図り、包括的な支援体制の構築に努めます。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

【国の指針】

1. 令和 8 年度末までに、市町村または圏域において、*基幹相談支援センターの設置と、相談支援体制の強化を図る体制を確保。
2. 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等。

第 6 期計画の評価・検証

項目	目標値 (令和 5 年度末)	実績 (令和 4 年度)
令和 5 年度末までに*基幹相談支援センターを市または圏域で 1 箇所以上整備	1 箇所	0 箇所

○令和 5 年度末までに*基幹相談支援センターの整備を目標に設定していましたが、整備方針については検討が続いており、設置に至っていません。

本計画における成果目標

項目	数値	考え方
*基幹相談支援センターの設置	1 箇所	令和 8 年度末までに*基幹相談支援センターを市または圏域に整備することについて、協議・検討し、設置します。
中讃西部*地域自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数及び専門部会の実施回数	6 回	*基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、地域の相談支援体制の強化に努めます。

○*基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者相談支援事業及び*成年後見制度利用支援事業並びに身体障害者福祉法、知的障害者福祉法並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく相談等の業務を総合的に行うことを目的とする施設です。

○市民アンケートより今後利用を希望するサービスとして、計画相談支援及び障害児相談支援が上位を占めており、また相談内容も多様化・複雑化していることなどから、今後さらに総合的・専門的相談支援の実施が求められると予想されます。そのため中讃西部圏域の自治体や相談支援事業所と連携しながら、*基幹相談支援センターの設置に向けての協議を行うとともに、設置までの間においても、地域の相談支援体制の強化に努めます。

(7) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

【国の指針】

1. 令和 8 年度末までに、都道府県や市町村において、障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築。

第 6 期計画の評価・検証

項目	目標値 (令和 5 年度末)	実績 (令和 4 年度)
指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業所への定期的な指導監査の実施	9 箇所	6 箇所
市内相談支援事業所間で、情報交換や協議を行う場の設置	3 回	2 回

- 市が指定する指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所への定期的な指導監査については、2 か年で 9 箇所の全事業所へ実施しています。また、市内相談支援事業所間で、情報交換や協議を行う場を 2 回実施しています。

本計画における活動指標

項目	数値	考え方
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	6 人	年 1 回、担当職員全員が研修に参加することを目標にします。

- 障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて *障害者総合支援法の基本理念を念頭に、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等の提供を行うため、市職員は、*障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行います。